

## 幕別町地域おこし協力隊（忠類地域）募集要領

平成 30 年 5 月 8 日制定

平成 30 年 10 月 30 日改正

平成 31 年 3 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

令和 2 年 1 月 23 日改正

令和 6 年 4 月 1 日改正

パークゴルフとナウマン象のまち・幕別町は、北海道十勝の中心市である帯広市の東隣に位置し、豊かな自然環境と利便性の高い住環境を兼ね備えた、農業を基幹産業とする町であり、近年は、北京 2022 冬季オリンピックでも活躍したスピードスケートの高木姉妹を始め多くのアスリートを輩出するなどスポーツの面でも注目が高い、人口約 26,000 人の町であります。

町は、現在 3 地区（幕別地区・札内地区・忠類地区）で市街地を形成していますが、いずれの地域も人口減少が進行しており、中でも忠類地域（合併前の旧・忠類村）では、最盛期の半分に以下に人口が減少し、今後も集落機能の維持など課題を抱えています。

この課題を解決するため、新たな発想や行動力のある地域外の人材を「幕別町地域おこし協力隊」として招致し、忠類地域の資源を生かした情報発信や賑わいをつくりだす活動を通じて、協力隊員の定着・定住と地域の活性化を図るため、次のとおり「幕別町地域おこし協力隊」を募集します。

### 1 募集人数

1 人

### 2 募集要件

- (1) 3 大都市圏をはじめとする都市地域（過疎地域自立促進特別措置法に規定される過疎地域又は山村振興法に規定される振興山村、離島振興法に規定される離島振興対策実施地域若しくは半島振興法に規定される半島振興対策実施地域の指定を受けていない市町村）から幕別町忠類地域に居住し、直ちに住民票を異動できること
- (2) 地域活動協力を深い理解と熱意を有し、かつ心身が健康で積極的に活動でき、隊員の任期終了後も地域に定住する意思を有すること
- (3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格事由に該当しないこと
- (4) パソコンの基本操作（ワード、エクセル、インターネット閲覧、メール送受信など）に加え、SNS を積極的かつ有効に活用できること
- (5) 普通自動車運転免許を有すること
- (6) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議出席など、不規則な職務に対応できること
- (7) 年齢・性別不問

### 3 活動内容

地域の豊かな自然や観光資源などを SNS 等活用して積極的に発信するとともに、郷土愛を育み、地域に新たな活力や交流を生み出す活動の企画・運営の取り組み

- ① SNS（YouTube、インスタグラム等）を活用した地域情報の発信
- ② 観光施設や特産品等の観光資源を生かした新たな事業の展開に向けた活動

- ③ 地域住民が取り組む地域への愛着を育む活動に対する支援
- ④ 地域イベントの運営協力などの活動
- ⑤ その他、地域活性化に係る活動

#### 4 任用期間

任用の日から令和7年3月31日まで

※ 年度終了時に、活動に取り組む姿勢や事業成果等に対するヒアリングにより、次年度への更新について判断します（最長3年目の年度末まで）。

#### 5 任用形態

幕別町会計年度任用職員（フルタイム型）

#### 6 活動場所

幕別町忠類地域（地域内での活動を主としますが、地域外での活動を行う場合もあります。）

#### 7 活動時間等

- (1) 隊員の活動時間は、1日につき7時間45分とし、1週間当たり38時間45分とします。
- (2) 隊員の1日の活動時間は、午前8時45分から午後5時30分までとし、正午から午後1時まででは休憩時間とします。
- (3) 前2項の規定に拘わらず、所属長が必要と認める場合は、協議の上、隊員の活動時間又は休憩時間を調整できるものとします。

#### 8 給与等

- (1) 月額200,200円（社会保険料、雇用保険料等の本人負担分が控除されます。）
- (2) 期末手当（年2回）、時間外勤務手当及び通勤手当（通勤距離が片道2km以上の場合）の支給があります。
- (3) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）が適用されます。  
※ 2年目以降は、北海道市町村職員共済組合及び北海道市町村職員退職手当組合への加入となります。

#### 9 隊員の活動に対する町の支援

- (1) 隊員の活動に関する総合調整
- (2) 隊員の活動地域との調整及び住民への周知
- (3) 隊員の任用期間満了後の定住支援
- (4) 以下の活動等に要する経費負担
  - ア 隊員が活動現場への移動やその活動に使用する車両の借上げ費用及び燃料費（活動以外の私事での車両の利用を十勝管内での使用に限り認めますが、別途使用料（毎月3千円）を負担いただきます。）
  - イ 隊員が地域で活動するための住居確保に係る費用（隊員の住居に係る家賃、敷金及び仲介手数料はそれぞれ4万5千円を限度として町が負担し、超過する分については自己負担となります。）
  - ウ 活動場所で使用するパソコンの貸与
  - エ 赴任に要する費用（10万円を限度として旅費、引越代等に係る経費を支給します。）
  - オ その他予算の範囲内において町が必要と認める活動に要する費用（旅費、消耗品など）
- (5) その他隊員の円滑な活動に関して必要な事項

## 10 応募方法

### (1) 提出書類

- ア 応募申込書（指定様式）
- イ 住民票の写し（提出日より3か月以内に取得したもの）
- ウ 普通自動車運転免許証の写し

### (2) 応募方法

提出書類に必要事項を記入し、幕別町企画総務部政策推進課へ郵送又は持参してください。

### (3) 個人情報等の取扱いについて

提出していただいた申請情報は、「地域おこし協力隊事業」以外の目的には使用いたしません。

## 11 選考方法

### (1) 第1次選考

資格要件、書類内容を審査し、結果を応募者全員に通知します。

### (2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に幕別町役場で面接選考を行います。ただし、別に定める審査実施要領に規定する審査委員長が特段の理由があると認めた場合は、この限りではありません。

結果は面接を実施した方全員に通知します。

なお、応募及び第2次選考のために係る交通費等については、全て自己負担とします。

## 12 募集期間

随時受付します。

なお、募集開始から1人以上の応募があった場合、募集人数に達した月の末日で受付を終了しますが、採用に至らなかった場合は、受付を再開します。

## 13 応募・問い合わせ先

幕別町企画総務部政策推進課

〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地1

TEL : 0155 (54) 6610

E-mail : seisakusuishinka@town.makubetsu.lg.jp